

参議院議員選挙における1票の格差についての

最高裁判所大法廷判決に関する会長声明

2012年（平成24年）10月17日、最高裁判所大法廷は、2010年（平成22年）7月11日に施行された参議院議員通常選挙（選挙区選出）において選挙区間の投票価値の格差が当時最大5倍に達していたことにつき、憲法の趣旨や参議院の役割などに照らすと、「参議院であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難く」、「選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。」と判断したものの、同時に、本判決は、「上記選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。」と結論づけている。しかしながら、平成8年の大法廷判決においては、国民の参政権の基礎をなす投票権の平等の重要性が指摘され、さらに平成16年、同18年、同21年の各大法廷判決においては選挙制度の根本的見直しの必要性が具体的に指摘されたにもかかわらず、国会において、これらの指摘に応えるべく真摯な努力がなされず、その結果、選挙制度の改革が実現したとは言い難い状況にあることからすれば、このような立法不作為はもはやその裁量の限界を超えているというべきであり、違憲を宣言すべきであったと考えられる。

ただ、本判決は、その判示末尾において、「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形に改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある。」と論じ、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式の抜本的な見直しという具体的な方法を示して、立法措置を強く要請している点は大いに評価し得るものである。

選挙権が民主主義の根幹を構成する重要な権利であることは論をまたない。

もし投票価値の平等が確保されないならば、有権者の意思を公平かつ合理的に立法府に反映させるための平等選挙制度の機能は著しく阻害されることになり、選挙権の平等は全く名目化、形骸化されることになる。

当会は、かかる投票価値の平等の重要性に鑑み、国会に対し、直ちに本判決が指摘する「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」を解消するため公職選挙法を改正し、いずれの有権者の1票も同じ価値に近づけるような選挙制度を設けるよう強く求めるものである。

2012年（平成24年）11月5日

大阪弁護士会

会長 藪野恒明